

八尾市中小企業地域経済振興基本条例

平成13年3月30日
条例第15号

八尾市中小企業地域経済振興基本条例

（目的）

第1条 この条例は、市の活力ある発展に重要な役割を果たしている市域中小企業の振興について基本となる事項を定めることにより、市の産業集積の維持発展を促進するとともに、社会経済構造の変革に的確に対応した地域の健全な発展を推進することによって、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- （2） 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。
- （3） 大企業者等 事業を営むもの又は企業団体、経済団体等であつて中小企業者又は中小企業団体でないものをいう。

（基本方針）

第3条 中小企業の振興は、「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目標とし、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国、大阪府その他の機関（以下「国等」という。）との連携を図り協力を得ながら、都市の中で産業が集積するという市の地域特性に適した施策を市民、企業、関係団体等及び市が一体となって推進することを基本とする。

（基本的施策）

第4条 中小企業振興は、市の産業集積と深くかかわっており、その総合的に構すべき基本的施策を、前条の基本方針に基づき次のとおり定める。

- （1） 産業集積の基盤を強化するための施策
- （2） 産業集積の高度化を推進するための施策
- （3） 産業集積のネットワークを強化するための施策
- （4） 生活と産業が共存し高め合うまちづくり推進のための施策

（市の責務）

第5条 市は、前条各号の施策を実現するに当たっては、市民等の理解、協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置や、国等との連携、協力による施策の推進並びに必要な応じた国等に対する施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

（中小企業者等の努力）

第6条 中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生等の充実等のため自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和に十分配慮するものとする。

（市民の理解と協力）

第7条 市民及び市内の産業にかかわる者は、中小企業の振興が市民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（大企業者等の努力）

第8条 大企業者等は、中小企業と大企業が共に地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。